

岩手地方最低賃金審議会の意見に関する公示

岩手労働局一般公示第29号

平成29年10月31日岩手地方最低賃金審議会から岩手県百貨店、総合スーパー最低賃金の決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第3項において準用する同法第11条第1項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、岩手県の区域内で、岩手県百貨店、総合スーパーを営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の決定に異議があるものは、同法第15条第3項において準用する同法第11条第2項及び最低賃金法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第8条の規定に基づき平成29年11月15日までに岩手労働局長あて（盛岡市盛岡駅西通一丁目9-15岩手労働局労働基準部賃金室）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

平成29年10月31日

岩手労働局長 久古谷 敏行

記

岩手県百貨店、総合スーパー最低賃金の決定に係る岩手地方最低賃金審議会の意見の要旨

岩手県百貨店、総合スーパー最低賃金を次のとおり決定すること。

1 適用する地域

岩手県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で百貨店、総合スーパー、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーに分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間780円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

岩手地方最低賃金審議会の意見に関する公示

岩手労働局一般公示第30号

平成29年10月31日岩手地方最低賃金審議会から「岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金」、「岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金」、「岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」及び「岩手県自動車小売業最低賃金」の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第3項において準用する同法第11条第1項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、岩手県の区域内で、鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報報通信機械器具製造業、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業及び自動車小売業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第15条第3項において準用する同法第11条第2項及び最低賃金法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第8条の規定に基づき平成29年11月15日までに岩手労働局長あて（盛岡市盛岡駅西通一丁目9-15岩手労働局労働基準部賃金室）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

平成29年10月31日

岩手労働局長 久古谷 敏行

記

第1 岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金の改正決定に係る岩手地方最低賃金審議会の意見の要旨

岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

岩手県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 鉄鋼業（高炉による製鉄業、鋳鉄铸件製造業（铸铁管、可鍛铸铁を除く）、可鍛铸铁製造業、鉄鋼シャースリット業、铸铁管製造業、他に分類されない鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (2) 金属線製品製造業（ねじ類を除く）
- (3) その他の金属製品製造業
- (4) (2)又は(3)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所

- (5) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（1）から（3）までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
(3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 809円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

第2 岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金の改正決定に係る岩手地方最低賃金審議会の意見の要旨

岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

岩手県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 光学機械器具・レンズ製造業
(2) 時計・同部分品製造業
(3) (1)又は(2)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
(4) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（1）又は（2）に掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業による包装、袋詰め又はバリ取り若しくは検品の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 790円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

第3 岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に係る岩手地方最低賃金審議会の意見の要旨

岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

岩手県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

(1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業

(2) 電気機械器具製造業（民生用電気機械器具製造業、電球・電気照明器具製造業、電池製造業、医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）

(3) 情報通信機械器具製造業

(4) 純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（1）から（3）までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業による包装又は袋詰め業務

ハ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、かしめ、取付け、巻線又はバリ取りの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 775円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

第4 岩手県自動車小売業最低賃金の改正決定に係る岩手地方最低賃金審議会の意見の要旨

岩手県自動車小売業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

岩手県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）

を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用主に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 819円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり